

岩手県告示第535号

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）第3条第1項の規定に基づき、次の法人を特定地域づくり事業協同組合として認定した。

令和8年10月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 遠野特定地域づくり事業協同組合
- 2 住所 遠野市中央通り9番1号
- 3 代表者の氏名 大里 政純
- 4 事務所の名称 遠野特定地域づくり事業協同組合
- 5 事務所の所在地 遠野市中央通り5番16号
- 6 地区 遠野市全域
- 7 事業 組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業
- 8 認定の有効期間の満了の日 令和18年8月18日
- 9 職員を地区外において事業を行う者の事業に従事させようとする場合における地域の範囲 なし
- 10 認定の条件 なし